

鳥取県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------|----------|-------------|
| 久米の郷 さくら診療所 | 倉吉市福光225 | 平成21年11月30日 |